

福祉公安委員会会議記録（第1号）

令和6年 9月27日

福島県議会

1 日時

令和6年 9月27日（金曜）

午前 10時58分 開会

午前 11時57分 散会

2 場所

福祉公安委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」及び「請願調書」のとおり

4 出席委員

委員長	真山 祐一	副委員長	渡邊 哲也
委員	佐藤 憲保	委員	宮下 雅志
委員	山田 平四郎	委員	鈴木 智
委員	橋本 徹	委員	安田 成一
委員	金澤 拓哉		

5 議事の経過概要

（午前 10時58分 開会）

真山祐一委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより福祉公安委員会を開会する。

初めに、去る9月10日付で金澤拓哉議員が本委員会の委員に選任されたので挨拶願う。

金澤拓哉委員

東白川郡選挙区から選出された金澤拓哉である。今定例会からよろしく願う。

真山祐一委員長

次に、委員席の変更についてはただいま着席のとおり決定して異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

真山祐一委員長

異議ないと認め、そのように決定する。

次に、会議録署名委員の指名であるが、委員長指名で異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

真山祐一委員長

異議ないと認め、佐藤憲保委員、安田成一委員を指名する。

今回、本委員会に付託された案件は、知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外1件、議員提出議案第53号外3件及び請願1件である。

また、陳情一覧表を手元に配付している。

続いて、審査日程については、手元に配付の審査日程(案)のとおり進めたいが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

真山祐一委員長

異議ないと認め、そのように進める。

この際、本委員会の国に対する要望活動について述べる。このことについては、6月定例会において正副委員長に一任との決定がなされ、去る7月24日に実施したが、その概要を手元に配付しているので確認願う。

これより病院局の審査に入る。

この際、本委員会の担当書記に異動があったので紹介する。

政務調査課菅野主任主査である。

今回、病院局については付託議案はないが、この際、病院局長より発言を求められているので、これを許す。

病院局長

(別紙「9月県議会定例会福祉公安委員会病院局長説明要旨」により説明)

真山祐一委員長

これより一般的事項に対する質問に入るが、この際、病院経営課長より発言を求められているので、これを許す。

病院経営課長

(別紙「福島県総合計画の指標の見直しについて」により説明)

真山祐一委員長

ただいまの説明内容も含めて、質問のある方は発言願う。

橋本徹委員

総合計画の指標について、令和4、5年の実績値が8,300件前後で推移してきた点もあると思うが、目標値を8,000件に上方修正した根拠を聞く。

病院経営課長

訪問看護件数の実績値は、令和4年度が約8,300件、5年度が約8,200件であった。一方、ふたば医療センター附属病院において、5年度に民間の訪問介護事業所が開設したことに伴い、訪問看護の提供体制が民間に移行するなどしている。この辺りの状況変化やこれまでの実績値を踏まえ、目標値を8,000件とした。

なお、医療的ケアが必要な人については、引き続き県立病院における訪問看護を行い、利用者の状況に応じた適切な役割分担の下で対応していきたい。

宮下雅志委員

新しい宮下病院では現状を鑑みて病床数を減らし、今後とも力を入れて奥会津在宅医療センターが在宅医療を提供していく。一方で、南会津病院では今年度から地域包括ケア病床の運用を開始し、在宅復帰に向けた治療や長期的なリハビリテーションを提供しているが、在宅復帰への不安を抱える患者などのニーズがあり、入院患者数が徐々に増えている状況との説明があった。

宮下病院では在宅医療に注力することだが、その前段階である在宅復帰に向けた治療やリハビリテーションなどについて、今後の需要見込みをどう整理したのか。

病院経営課長

南会津病院では、急性期の治療を終え在宅復帰への不安を抱える患者など、地域の医療ニーズを踏まえて今年度から地域包括ケア病床の提供を開始したが、患者数が徐々に増加しているため取組を継続していく。

また、宮下病院における現在の病床数は32床であるが、在宅医療については今年度、会津医療センターの事業を奥会津在宅医療センターに引き継いだところであり、引き続き取組を継続していく。なお、地域包括ケア病床は理学療法士など新たな有資格者の確保や、有床診療所となることも踏まえた上で検討していくことになる

考えている。

佐藤憲保委員

今ほど県立病院の在り方を含めて議論があったが、関連で旧県立大野病院の整備について聞く。

旧県立大野病院は、2011年3月に旧双葉厚生病院と統合し新たな医療機関として再スタートするはずだったが、東日本大震災の影響により延期となり、病院局では再建に向けた構想を取りまとめながら進めてきた経過がある。当初は旧双葉厚生病院との統合が主であったが、震災後の状況を考慮し、県が前面に立ち主体的に進めるほかないとして病院局が基本計画のフレーム作りを担ってきた。県立病院は県政の柱として、昔で言えば戦後における無医村地区の解消など、長年にわたりしっかりと地域医療を担ってきた大きな流れがある。

2011年の経過もあるため、私は少なくとも6月定例会までは、新たに旧県立大野病院の再建を進める際は、当然、県立病院としての整備が大前提であると認識していた。しかし、過日、県が県立医科大学に対し附属化を申し入れたと突如報道されたため、このように大きな方針転換となった理由及び申入れを行った時期を聞く。

病院事業管理者

委員指摘のとおり、地域医療は県立病院が中心となり県民へ提供することが大前提である。県は昨年11月、双葉地域における医療体制の在り方を検討している双葉地域における中核的病院のあり方検討会議で取りまとめられた基本構想に基づき、県立病院方式も含めて経営形態の様々な可能性を検討してきた。中核的病院は旧県立大野病院の後継医療機関として、双葉地域のニーズに的確に対応し、持続的・安定的な医療提供のほか、現在廃炉作業が進められるなど原子力災害の被災地としての特殊性への対応が求められる。県立医科大学は専門的かつ良質な医療を持続的・安定的に提供でき、原子力災害拠点病院や高度被ばく医療センター等の指定を受けるなど原子力災害医療等に対し適切に対応できる能力を有するため、先般、同大学への附属化が適切と考えて要請した状況である。

佐藤憲保委員

これまでの検討経過は既に聞いた。これまでは県が福島県厚生農業協同組合連合会と連携しながら地域医療を確保してきたが、旧県立大野病院と同連合会の旧双葉厚生病院を統合し新医療機関としてスタート予定であったため、病院局では県立病

院として整備するための基本構想をまとめていると議会側は認識しており、県立医科大学への附属化とする可能性については一度も報告を受けていない。様々な事情があるにせよ、同大学への附属化の要請は県政の大きな方針転換に当たると私は受け止めている。県立病院で担うべきものを同大学に任せるのであれば、地域や県民に対し理由や方針の説明が事前にあってしかるべきである。

県行政は時に強制力を持ち、その強制力が公権力と言われる。県民との約束を前提に、長年にわたり県の施策として地域で守り続けてきた大きな方針を変える際は、県民及び県議会に対し事前に基本的な考え方を示すべきである。方針が示されず突如として同大学に附属化を要請したことは、甚だ理解し難い。

事前の説明なく方針を転換しなければならなかった理由を再度聞く。

#### 病院事業管理者

委員指摘のとおり、地域医療は県立病院が中心となり健康増進や治療など県民のために努力することが大前提である。さきに経緯を述べたが、双葉地域における医療体制の在り方については令和4年8月に中核的病院のあり方検討会議が設置され、5年11月に基本構想がまとまり、県立病院方式、県立医科大学の附属化、独立行政法人及び指定管理者方式の4案で病院形態を検討してきた。様々な検討を経て、県立病院改革推進部会における最終的な決定に基づき、同大学へ附属化を申し入れた。その間、委員指摘のとおり県民や県議会に対し事前の説明を欠き、理解を得ず同大学に要請した点は深くわびる。今回の委員の指摘を真摯に受け止め、今後はこのようなことがないようにしっかりと対応していく。

#### 佐藤憲保委員

これ以上議論しても互いの主張になるため、次の質問に移る。

県はこれまで病院局が進めてきた双葉地域における新たな医療機関の構想を示した上で附属化を要請し、大学側は現在対応を検討中であると認識しているが、検討結果が県に示される時期を聞く。

#### 病院事業管理者

県立医科大学への検討依頼は特に回答期限を設けていないが、基本計画の策定上、年内に回答願えれば大変ありがたいと考えている。

#### 佐藤憲保委員

開設予定の診療科目、病床数や規模などのフレームを示した上で検討を依頼した

と思うが、大学側から対応不可等の検討結果が示された際はどうか受け止めるのか。

病院事業管理者

様々な意見や要望が出た際は、一つ一つ丁寧に県立医科大学側と協議を行い、県としては同大学の意向に沿うよう整備を実施していきたい。

佐藤憲保委員

県立病院ではなく県立医科大学の附属化とした際に、同大学が医師や看護師などの医療人材を確保することになれば、同大学に求められる役割と実態が徐々に乖離していくのではないかと最も懸念している。病院事業管理者が同大学の現状を最も理解していると思うため本日はこれ以上議論しないが、地元双葉郡からの要望を受けている医療機関の内容とどれほど異なるかについては、同大学から返答があり次第改めて議論したい。また、基本的な設計を含めフレーム作りから内容の確定までを病院局が担当すると思うため、都度議会に報告するよう要望する。

病院事業管理者

委員指摘のとおり、節目ごとにきちんと議会に報告したい。

橋本徹委員

関連だが、私の地元は双葉郡であり佐藤委員の懸念に同感である。双葉郡の住民に真に喜ばれる医療施設であることが大前提であるため、附属化という考えを基に進める際は、今後も本委員会への報告、相談を要望する。

真山祐一委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

真山祐一委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって、病院局の審査を終わる。

執行部交代のため、暫時休憩する。

各委員は暫時そのままお待ち願う。

(午前 11時24分 休憩)

(午前 11時28分 開議)

真山祐一委員長

再開する。

これより警察本部の審査に入る。

初めに、去る9月10日付で金澤拓哉議員が本委員会の委員に選任されたので挨拶願う。

金澤拓哉委員

東白川郡選挙区選出の金澤拓哉である。今定例会からよろしく願う。

真山祐一委員長

次に、本委員会の担当書記に異動があったので紹介する。

政務調査課菅野主任主査である。

この際、警察本部長より挨拶のため発言を求められているので、これを許す。

警察本部長

(自己紹介)

真山祐一委員長

今回、県警本部については付託議案はないが、この際、警察本部長より発言を求められているので、これを許す。

警察本部長

(別紙「9月県議会定例会福祉公安委員会警察本部長説明要旨」により説明)

真山祐一委員長

これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

宮下雅志委員

防犯カメラについて聞く。今定例会の本会議での質疑においても、プライバシーなどに配慮しながら設置を進めていくとの答弁があり、その有効性を十分に確認できたと考えている。地域の自治組織への補助制度について答弁があったが、その内容を聞く。

統括参事官兼生活安全企画課長

街頭防犯カメラ設置補助事業は、声かけ事案など住民にとって身近な犯罪の抑止を目的とした3か年の重点事業であり、単年度予算は500万円である。大規模な繁



華街を中心に警察管理の防犯カメラを設置している自治体もあるが、本事業の目的は住民の生活拠点付近への設置であるため、地域における自治組織等を対象としている。補助内容は、防犯カメラ本体や防犯カメラの設置を示すプレートの購入及び設置費用であり、補助率は総額の2分の1以内、補助額の上限は50万円である。

周知開始が8月9日、申請開始が9月9日であったが、現時点では77件の問合せ、6件の申請を受理している。上限50万円での申請はまだないが、現時点における申請金額は175万9,900円であり、問合せ件数からも十分に周知されていると考えている。来年度以降も事業が継続されるため、引き続き周知を図り、県民の安全・安心を守る活動を進めていく。

宮下雅志委員

単年度では500万円の予算であり、現時点では175万9,900円の申請があるとのことである。私の地元では、地域の自治組織の方が県警のアプリで防犯カメラ導入の補助制度があると知り、市役所に問い合わせたものの市では全く把握しておらず、私に問合せがあった。一般の地域住民にとっては市役所が身近な問合せ先であり、警察署へ問い合わせる感覚はないことから、市役所から警察署に窓口をつないでもらえるよう広く周知が必要であると考え、今後は広報の工夫を願う。

統括参事官兼生活安全企画課長

県警が管理するアプリやメール、ホームページでの広報のほか、8月9日の周知開始日や9月9日の申請開始日にはマスコミにも報道してもらい広く周知していると認識していた。また、各警察署が自治体に依頼し各種自治組織へチラシを配布しているほか、福島市ではチラシを自治会長に郵送している。このような活動を継続し、さらに根強く周知徹底を図りたい。

宮下雅志委員

非常に有効な取組だと思うため、その形で進めてほしい。

次に、交通安全について質問する。最近テレビで、渋滞中に二輪車が車間をすり抜けることで生じる事故が全国的に増加しているとの報道を見た。自転車や電動キックボードなども同様に危険であるが、二輪車は道路交通法上、そのような運転が禁止されていると思う。二輪車や電動キックボードの運転者には基本的な交通ルールが浸透していないと懸念するが、本県におけるすり抜け事故の発生状況を聞く。

統括参事官兼交通企画課長

すり抜け事故の発生状況については、今年8月末現在で4件、昨年は1年間で8件であり、いずれもミラーの接触などけがのない物損事故であった。すり抜けで想定される交通違反は、道路脇の路側帯の外側を走行する通行区分違反、交差点の右左折レーンを直進する指定通行区分違反、割り込み、左側の追越し違反である。今年8月末現在での県内の取締り状況は、通行区分違反が27件、指定通行区分違反が2件であり、合計29件を検挙している。なお、電動キックボードについては、違反ではないが自損事故が昨年1件発生した。

二輪車、電動キックボードや自転車等に係る交通指導や取締りを今後も強化していきたい。

宮下雅志委員

二輪車の事故が発生すれば重大事故につながり、ヘルメットの着用状況によっては非常に重大なダメージとなるため、見つけた際の検挙、学校における交通安全教室の開催など、あらゆる場面を使い対策することに尽きる。

私たちが運転免許を取得した当時は普通免許があれば原動機付自転車を運転できたが、今後は125ccまで普通免許で運転できるようになり、かつての免許取得者がバイクの教習を受けずに二輪車を運転する状況になる。電動キックボードも含めた二輪車の運転に係る基本的な交通ルールの周知が必要であると改めて感じたため、何らかの形での周知徹底を要望する。

安田成一委員

2点聞く。まず、連日報道されている能登半島での豪雨災害における応援要請の有無を含め、他県から応援要請を受けた際の対応の流れを確認する。

また、万引きと自転車盗の増加により、刑法犯認知件数が前年同月比で約700件増加したとの本部長説明があり、かなり件数が多いと思うが、例えば若年層の犯罪が増加しているなど特徴を分析していれば説明願う。

災害対策課長

大規模災害時は被災県の公安委員会から援助を要求できる仕組みであるが、石川県公安委員会から援助要求がなかったため、本県から部隊は派遣していない。

統括参事官兼生活安全企画課長

自転車盗の特徴については、無施錠自転車による被害が6割超と非常に多く、新たな試みとして有識者の知見によりナッジ理論の活用を実証実験的に開始した。具

体的には、店舗のトイレに「きれいに使用せよ」との直接的な文言ではなく、「きれいに使っていただきありがとうございます」との掲示があるが、同様に「自転車に鍵をかけていただきありがとうございました」など、ソフトに施錠を後押しする文言を数種類用意して看板に掲示している。どの文言でどの程度効果が上がるかを検証し、今年末までには最も施錠率が高かった看板を各地の駐輪場に配置予定である。現時点で1か月が経過したが、ほぼ全ての駐輪場で若干施錠率が上がったとの効果が出ている。そのほかこれまで行ってきたツーロックの啓発、自転車防犯診断や駐輪場の管理者対策なども進めている。

万引きの特徴については、高齢者の検挙率が4割と高い。高齢者は食品を万引きする傾向が見られるため、万引きが多く発生する夕食の時間帯などに、制服を着た地域警察官が被害の多い店舗を巡回しているほか、高齢者が集まる場で防犯講話を実施するなどの活動を通じ、モラル向上を図り犯罪抑止に努めていく。

橋本徹委員

7月に山形県と秋田県で大雨被害があり、山形県警察ではライフジャケットを本年9月定例会で予算計上するとの報道を見たが、本県における現状と他県の状況を踏まえた今後の対応を聞く。

災害対策課長

現在、県警では約700着のライフジャケットを保有している。今回の山形県での事案を受け、本県では災害装備資機材の使用要領に対する教養訓練のほか、水害発生時にはライフジャケットの着装及びその他災害装備資材の有効活用に係る指示を行い、警察官の安全対策を行っている。これまで本県で水害が発生した際にライフジャケットが不足したとの事案はないが、最近の水害は激甚化、頻発化しているため追加購入を検討している。

橋本徹委員

そのような状況であれば非常に安心した。私が報道機関の富岡支局にいた際、東日本大震災で双葉警察署の警察官が殉職した。殉職はあってはならないとの思いがあるため万全な対策を願う。

真山祐一委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

真山祐一委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって、警察本部の審査を終わる。

執行部退席のため、暫時休憩する。

各委員は暫時そのままお待ち願う。

(午前 11時51分 休憩)

(午前 11時54分 開議)

真山祐一委員長

再開する。

本委員会に付託された議員提出議案4件を一括議題とし、審査及び方向づけを行う。

議員提出議案の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

真山祐一委員長

初めに、議員提出議案第53号について、各委員の意見を聞く。

鈴木智委員

否決の方向で願う。

安田成一委員

可決の方向で願う。

真山祐一委員長

議員提出議案第53号は、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

真山祐一委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第54号について、各委員の意見を聞く。

鈴木智委員

継続審査の方向で願う。

安田成一委員

継続審査の方向で願う。

真山祐一委員長

議員提出議案第54号については、継続審査の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

真山祐一委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第55号について、各委員の意見を聞く。

鈴木智委員

否決の方向で願う。

安田成一委員

否決の方向で願う。

真山祐一委員長

議員提出議案第55号については、否決の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

真山祐一委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第56号について、各委員の意見を聞く。

鈴木智委員

可決の方向で願う。

安田成一委員

可決の方向で願う。

真山祐一委員長

議員提出議案第56号については、可決の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

真山祐一委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、議員提出議案の審査を終わる。

次に、意見書の提出を求める請願の審査に入る。

請願調書の件名のみ、書記に朗読させる。

(書記朗読)

真山祐一委員長

請願32号については、さきに審査した議員提出議案第53号に関連していることから、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

真山祐一委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、意見書の提出を求める請願の審査を終わる。

なお、採決は10月2日に行う。

本日は、以上で委員会を終わる。

9月30日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は、保健福祉部の審査である。

これをもって散会する。

(午前 11時57分 散会)